

2015年3月4日

広島大学長 浅原利正殿

広島大学教職員組合執行委員長

吉田 修



## 次期学長候補者選考結果に関する再要求について

当組合から提出いたしました「次期学長候補者選考結果に関する要求書」に対しての、学長選考会議からの回答をお知らせいただき、ありがとうございます。しかしながら、その内容につきましては、十分に当組合の指摘する点に取り組んだものとは考えられず、到底納得のできるものではありません。以下に当組合が更なる問題点と考える点を上げますので、ご回答をお願いいたします。

要求内容(1)に対する回答に対して

「憲法第 23 条及び最高裁判例違反について」に関する問題点

「今回の選考方法及び学長候補者の決定は、教育研究評議会で選考された評議員と経営協議会で選考された学外委員のそれぞれ同数により構成される学長選考会議が行ったものであり、憲法違反であるとの指摘は当たらないものと考えています」とのご回答ですが、「学問の自由」が「大学の自治」を制度的保障とする理由は、学問研究に直接携わる者のみが学問の自由にかかわる判断ができる、という前提があるからであり、単に大学の一組織によって「選考された」委員が構成するというだけの理由では、その委員の行為を「大学の自治」の一部とみなすことはできません。だからこそ、昨年9月の団体交渉後に当組合が示した要求の「ポイント」において、学長選考会議の学内選出委員と学外選出委員の役割の違いを指摘しましたが、「憲法違反であるとの指摘はあたらない」と主張なさるのであれば、この点についてお考えを伺う必要があります。この点について、今回のご回答では何もいただけていません。お考えをお聞かせください。

なお、「今般の学長選考方法の見直しにおいて、学長選考会議としては意向投票を実施せず、教育研究評議会での投票結果を選考基準としないこととし」た理由について、「①学内外から幅広く人格識見共に優れた人材を学長に登用しようとする法制度の趣旨からして、過度に学内の意見に偏るような選考方法は適切とは言えないこと。②学長選考は、学長に求められる職務、資質、能力の観点から、学長選考会議の主體的な判断で行われるべきであること」の2点を挙げておられますが、①については、根本的に「学問の自由」及び「大学の自治」に関する認識の不足を見ざるを得ません。また、②につきましては、当組合は違憲性の強い国立大学法人法を合憲的に運用するという観点を繰り返し指摘してきましたが、この点に関するご回答が全くなされていません。

「投票結果の開示について」の問題点

投票結果の開示は教育研究評議会に求めたもので、学長選考会議に求めたものではありません。にもかかわらず、「投票結果を公表することは適切でない」と学長選考会議がご回答されるということ自体が、「学問の自由」及び「大学の自治」に関する見識の不足を示していると考えるとともに、教育研究評議会への圧力の証左であると考えます。

「上位2名による決選投票を定めることについて」に関して

今後も当組合はこの方向での見直しを強く要求します。

要求内容(2)に対する回答に対して

要求内容(1)に対するご回答は「違法性はない」と言われるのみで、違憲性に対する認識は示されていません。上記「「憲法第23条及び最高裁判例違反について」に関する問題点」を踏まえて、再度ご回答をお願いします。